

平成 28 年度 第 3 回豊岡市障害者福祉計画策定委員会 議事録要旨

注) 議事録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。
発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

○日 時 平成 28 年 11 月 4 日(金) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

○場 所 豊岡市役所立野庁舎 1 階多目的ホール

○出席者 西池委員長 宮下副委員長
田垣委員 浜上委員 中井委員
戸田委員 酒井委員 小西委員
谷 委員 今井委員 植村委員
川端委員

○欠席者 木瀬委員 近本委員 大垣委員
松岡委員 中江委員 柳 委員

○次 第 1. 開会
2. あいさつ
3. 新しい地域コミュニティについて(参考資料)
4. 協議事項
豊岡市障害者計画素案について(資料 1)
5. その他
6. 第 4 回策定委員会開催日時(案)について
7. 閉会

1. 開会

2. あいさつ

委員長あいさつ

3. 新しい地域コミュニティについて

「私たちの地域は私たちでつくる～地域コミュニティ崩壊の危機に備える～」

コミュニティ政策課

<新しい地域コミュニティについて説明>

【事務局】

ありがとうございました。委員のみなさまからご質問はありますでしょうか。

【委員長】

前回の委員会で、障害者側もコミュニティが分かっていないということで説明してもらったのですが、コミュニティの動きの中でも、みんなという言葉の中には、障害者が入っていませんが、意思としては入れて頂いているということ。

【F 委員】

私自身が勉強していないのでよくわからないなかで、一つだけ言葉として気になったところがあります。資料 6 ページの一番下の協働のところですけど、主体は両者ということで、「責任」と書いているのですが、行政の職員と住民とでは、責任という言葉で 50 対 50 の責任がありますからあなたにも責任はありますよという意味合いでこの責任という言葉をとられるのであれば、住民の方が行政の方と同じくらいのいろんな物事に対する見方、考え方がレベル的に上がっていかないと、この責任という言葉をつけられるとやりにくいといえますか、参加しにくいと思うようなことはありませんでしょうか。

【コミュニティ政策課】

主体（責任）は両者というように書いてあります。これまで直接市が行政区のほうにいろいろ支援をしてきたということもありますし、全国的に「なんでもやる課」などの行政が行う自治体もあります。それをお互いの役割といいますか、行政がすべきことは行政がします。それが市の責任になります。コミュニティはコミュニティで自分達の地域を守るまさに住民自治をされる部分においては、地域コミュニティ組織の責任ですから行政に言われてやるのではなく、地域コミュニティの責任でやりましょうということです。また、ちょうどそこが全くわかれなこともあると思います。そこは一緒になってやっていく、どちらが行政が担うか地域が担うかのところまで一緒に考えていきたいと思いますという意味合いで書いております。確かに、責任をいきなり押し付けられて会長は大変だという声を聞きますが、自分たちの地区は守るということでは、やはりそういった責任を持っていただくようお願いしているところです。

【F 委員】

すいません。よく分かりません。

【A 委員】

責任という言葉の意味がよく分からないということですよね。責任という言葉は、レスポンス・応答という意味なんです。その辺の言葉をちゃんと議論された上で使われているのか、今のご質問の根本にあると思います。

【事務局】

他にご質問ありますでしょうか。

【A 委員】

在住の外国人の方というのは、この一連の議論の中に含まれているのでしょうか。みなさんの議論の中で出てきているものなのでしょうか。

【コミュニティ政策課】

特に外国人だけを取り上げて議論したことはないと記憶しております。ただ、ここの対象となるのは、住んでいる方みなさんなので地区に外国人の方がいらっしゃったらその方も対象となります。

【事務局】

他にございますか。

ないようですので、新しい地域コミュニティについての説明は終了させていただきます。

それでは、これからの協議事項につきましては、豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づきまして、委員長に議長を務めて頂きます。委員長よろしく願いいたします。

4. 協議事項

豊岡市障害者計画素案について

①基本理念について

【委員長】

まず、豊岡市障害者計画素案についての基本理念について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

＜豊岡市障害者計画基本理念についての説明＞

【委員長】

事務局より具体的な基本理念の提案がございました。ご意見ございますでしょうか。サブタイトルは新たに付け加わったのでコウノトリが取れています。

【A委員】

寛容と包摂という言い方は、別に他の自治体でもあり得る、もっと言うと寛容と包摂などの言葉の順序では変だということではなく、普通の物だと思っていいのでしょうか。

【事務局】

寛容と包摂の社会のことなんですけども、言葉自体が、城崎国際アートセンターの芸術監督になっておられる平田オリザさんという方がいらっしゃいまして、そういう研修等も庁内で積極的にさせていただいています。生涯学習課と連携しながら、寛容と包摂ということで積極的に市職員も取り組んでいこうという姿勢がありますので取り入れさせていただいた経緯があります。

【A委員】

であるならば、市として使っておられるということと、これを障害福祉関係の皆さんが、これでいいんじゃないのと思うのかということに尽きるかと思います。

【委員長】

社会的包摂ということも最近出てきて、まだ定着していないということですけども、オリザさんの寛容と包摂、そこを使うのは豊岡の新しい方向性、特性として面白いと思います。A委員が言われるように、一般的に聞いたことがない違和感がある内容ですけれども、おかしくはないと思いますがその辺はどう思われますか。

【A委員】

社会的包摂はいいと思います。

【委員長】

それでは、パブリックコメントでも意見は出るかもしれませんが、委員会としては、原案で基本理念を認めることにいたします。

それは、次の基本目標と施策の体系について説明をお願いします。

②基本目標と施策の体系について

【事務局】

＜基本目標と施策の体系の説明＞

【委員長】

基本目標と施策の展開についていかがでしょうか。

これに続きまして施策の展開に入りますが、そちらの説明に入らせていただいてもよろしいでしょうか。それでは、基本目標、施策の展開につきましては、この方向で考えいただくということで、これに基づく施策の展開について説明をお願いします。

③施策の展開（１～３）について

【事務局】

＜施策の展開（１～３）についての説明＞

【委員長】

まだ続きますが、３項目までのご意見・ご質問にしたいと思います。
何かございますでしょうか。

【Ａ委員】

先に各委員のご意見の説明は、先程の説明に入っていますでしょうか。

【委員長】

ご説明をお願いします。

【事務局】

＜各委員からでた意見の説明＞

【委員長】

事前にいただきました質問についての説明を頂きました。
質問やご意見いかがでしょうか。

【Ａ委員】

細かい文言や法律の名称は、別途事務局に申し上げます。

みなさんに伺いたいのですが、今回の大きな話として、障害者差別解消法のことをどこまで具体的に言及できるかできないかだと思います。これは、具体的に書けばいいという問題でもなく、全く書かなくていいという問題でもないですが、ご案内のように、障害者差別解消法が施行されていますが、根本的に違うのは、福祉だけとは違うということです。例えば、差別事案だと本人から相談もらった場合に、紛争解決をしなくてはいけなくなります。入店拒否にあたり、学校でこういう授業を受けたいという時に参加してはいけませんと言われたなど、それぞれの言い分が違った場合、当事者が関係窓口に行かれます。その場合に兵庫県においては、紛争解決の窓口が整備されていまして、各担当スタッフによる合理的配慮アドバイスみたいな感じで作られているのですが、それは県の話であって、豊岡市の場合、今回の計画でどこまで書くのかのご意見を聞きたいと思います。

付け加えると、非常に難しいのは、福祉だけ法律だけでも駄目だと思います。なので、そこは合意しておいた方がいいと思います。書くべき所は書いた方がいいし、具体的にフライングしすぎて実現できなかったというのも計画としてどうかと思います。

【委員長】

障害者の一つの流れの中で大きなポイントになっている所でありながら、実際にこれを定着させてい

く上では、ハードルも高く、市の方でも現実的に考えていかななくてはいけない部分もあると思いますけれど、みなさんはいかがでしょう。

【A委員】

先程お配り頂いたパンフレット「障害のある人への差別をなくそう！」の6ページの一番上ですが、イラストを悪く解釈すると「とにかくせまいのでスイマセン」という、駅とかにある立ち食いそばのお店なんだろうが、椅子が可動式とか隣の席で膝にのせて食べたいとか言った場合どうなるのか、結構議論できそうなイラストなんですけども、こういうことも出てくるかと思います。そういう時に、事業所サイドなのかなどの話が出てきます。

【委員長】

新しいコミュニティの中でも、実際のところはかなり関わる大きな問題だと思います。ただ、どこまではっきりと押し出していくのか、少なくともどちらも意識しているかとは思いますが、はっきりもしないのですが、方向性としては、合理的配慮とはどういうものなのかということと専門職、当事者、行政も含めて、はっきり分からないとなかなか難しいところですが、今の市の状況はいかがでしょう。

【事務局】

「合理的配慮とは」ということがあると思いますが、このパンフレットでも例示されていますように、これについて理解をしないといけないと思います。市役所と行政機関については、率先してこういったことに取り組むということが法律的に義務付けられています。職員がまず理解するということが必要ですので、研修などを行っています。また、職員対応要領を作って、これに基づき、窓口などを含めた対応をしていかないといけないと考えております。ただし、合理的配慮をどこまでするかということですが、パンフレットにも書いてありますが、負担との兼ね合いをどう考えるかという難しい部分もあります。本当にどこまで深く理解するかが大事になってくるかと思いますが、このことを市民のみなさんに理解してもらうには難しい部分もあり、すぐにはなかなか進んでいかなくて、時間のかかる部分もあるのと考えておりますが、着実に進める必要があると考えているところです。

【委員長】

方向性としては、障害者差別解消法が障害者を守るということも大切ではあると思います。しかし、今の「新しいコミュニティ」や豊岡市のもつ「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」こういったところから考えると今こそ新しい住民のあり方が合理的配慮によって、これまでとワンステージ違った共感に満ちたまち、これを作るために、単に障害者のための取り組みではなく、人口減少していく中で、みんなが支え合いで暮らせるようになる新しい社会のあり方を考えるきっかけとしてとらえるべきではないかと思います。

【副委員長】

パンフレットも分かりやすいと思うのですが、意思の表明がない場合は合理的配慮が行われてなくても、法的差別になりませんとなっています。まず、当事者の方たちがそこを理解されていることが基本

にないと、今までの社会のままで何となく言いにくい状況のままだと、せっかくの施行された法律がまだまだ実現には至らないのかなと思います。今回の計画策定にあたって、これは、障害がある人と家族だけが見るものではないので、やはりこういったところからスタートしなければいけないと思います。

【委員長】

具体的には相談窓口など多少触れられていますが、具体的施策として、今のところまだ何も障害者側からも問題が提起されていない中で、先取りで施策を打つというのも。

【A委員】

障害者団体が何も提案されていない、それ自体はいろんな議論があるかと思います。法律が公布されてからも数年経ちますし。

【D委員】

意識の表明がない場合、法的差別になりませんという文言になると、知的障害者ご本人になるとなかなか意思の表明が難しく、その場合には家族なり、介助者、支援者など、そばについていないケースも沢山あるので、本人一人で地域の中で行動を取られていた時に、本人だけでは理解できていないようなケースも沢山出てくるのではないかと思います。結局はいろんな状況を総合的に判断するとそれが合理的配慮は難しいと判断が付けば、差別にならないということになるとどこら辺にそれが判断になってくるのかの話にはなると思います。実際に地域に暮らして、いろんな意見を伺う中で、差別的な扱いをされたことがあったとか、配慮がないなど、明らかに困難な一般と同じ、公平な役務を課されるとか、地域の日役をやってください、地域住民だから同じようにやりましょうということが、障害もあって動くのも困難な方にあなたも地域に住んでいますからということがあれば、合理的配慮でいくらかの免除はあってもいいじゃないだろうか、そのようなことは多少なりとも起こっているだろうということは話に出ます。そうした時にどうしたらいいのかは、個人ではなかなか応えることも難しく、辛い思いながら抱え込んでしまうということが普通に起こっていると思います。差別解消法が施行され、日々の暮らしていく中でそういう思いとかはどのように解消していけるのだろうかというのは近場で話をしていますが、団体ではそれに対して要望をあげていたりしています。地域の中ではなかなかそこまでまとめ上げて表明したいとはなっておりません。日常的にそのような事例は起こっています。

【F委員】

一か月ほど前に、どこかのレストランか飲食店にろうあ者が店に入られたが、対応できる社員がいなかったので入店を拒否されたことがあったということを新聞やニュースで見たことがあるのですが、その顛末やどのように解決したのかご存知の方がいたら教えて下さい。

【副委員長】

お店に予約する際に、聴覚障害者グループだということを伝えたら断られたというニュースだったと思います。そこがチェーン店で、謝罪をされて、今後はそういう対応ができる店員やスタッフを配置するという対応をされたと記憶しています。

【委員長】

流れからすると、障害者の権利条約の批准の流れで、就労と教育場面の権利の保護が問題となるんでしょうけれど、今回、前回の基本施策を全部引き継ぐということで、問題の焦点として今のところ出ないということによろしいでしょうか。

【A委員】

問題はかなりあると思います。各自治体差別事例を集めて、報告していますよね。差別解消法で事例の収集に努めることと書いてあります。

事務局のご提案をまとめると差別解消法の啓発ですよ。差別解消法の周知徹底。ここで整理するのは、公的機関の方はよくお聞きすると思いますが、その次に民間と言うのは福祉ではなくて、飲食や旅館、スーパーなどの方に対して、啓発のターゲットをきちんと書くべきかを議論する方がいいと思います。2つ目に、相談の所に関しては加筆しますという説明がありましたが、ここにどこまで書けるか、私は普通の社会福祉の相談とは趣旨が大幅異なると思います。福祉だけではできませんし法律だけではできませんということで、そういうことが分かる従来とはちがう相談機能が求められているかということを書く、言いかえるとこれ以上のことは書かない、紛争解決までは基本計画では触れることができないかもしれない、それくらいでいいのかをある程度合意していた方がいいかと思います。パンフレットに、相談や紛争解決は豊岡市にご相談くださいとなっていますので、市としては、変更できない立場でやられるということは書かれていますので、この範囲内で書かれるのか、もうちょっと抽象的に書くのか事務局としてどうでしょうか。

【事務局】

先程の相談体制のところですが、紛争解決等で市の社会福祉課で対応出来ない部分につきましては、各専門の相談機関につなげていただくという対応をさせていただきたいと思いますので、そのような表記で追加させていただいたらと考えています。

【委員長】

それでは、その方向で進みたいと思います。もう少し残っておりますので、4、5の説明をお願いします。

④施策の展開（4～5）について

【事務局】

＜施策の展開（4～5）についての説明＞

【委員長】

先程の新しいコミュニティの説明で、気になったのは8ページの下から4行目の「世帯主に限らず若者から高齢者、女性も参画し、」の部分に、障害者や外国人を入れてみてはいかがでしょうか。

【A委員】

今の事務局からの説明は策定委員会として、コミュニティの委員会に対してここに入れてくださいということを文書で作ることも含んでいるのですか。あるいは、そのイメージを含めてここで議論した方がいいのでしょうか。

【事務局】

具体的なお話は、こちらでできない状況でして、委員の方からは、ご意見として積極的な働きかけがということで、是非とも議論をいただきたいという状況です。

【A委員】

それを文書にするのか、形は特にないですよね。

【委員長】

具体的にではないですが、外国人の話は確かに出たことはあります。

【A委員】

ここでお願いしただけにするのか、委員長からお願いするかですね。

【事務局】

委員さんから提案という形ですけども、積極的な地域の方々の働きかけ、その具体的な方法で、どのようにしたら理解してもらえるかということについて議論をお願いしたいという趣旨かと思うのですが。そういうことが明確に見えてきたら何らかの形で計画反映することもあり得るかと思います。何らかの形でこのことについて触れるということがいいのかその辺りを含めて意見をお願いできたらと思います。

【副委員長】

コミュニティについての資料 8 ページの部分ですけど、下から 4 行目の「世帯主に限らず若者から高齢者」の後に、障害者や外国人を入れることに対して、反対する人はおられないと思います。もう含まれているものとして思っている方もおられると思いますし、意識的にいうところ言えばここで議論するようなことなのかどうかということは疑問に思いますし、要望というかそれは事務局の方で調整していただくというのはどうでしょうか。委員長名でここで話が出ましたのでそこも考えて意識的に入れてほしいという要望書を出さないといけないのか。システム的にはどうでしょうか。

【A委員】

少なくとも、今日のこの会議の正式なアジェンダに、コミュニティ振興課の方がきて、ご説明をされたということは、委員会が何かコメントを文書として出すことについては差し支えないと思います。ただ、提言書か意見書かの重みづけは別であり、例えば今日の議事録などで、こういう意見が多く出されましたということを担当課長あてに事務局間で議事録の共有をしていただくということ、いずれにしても、正式な議事に来てご説明されているということは、内容のコミュニケーションができないというこ

とはならないと思います。できないのならば、今日ご発言されることができないということですから、その辺どのように調整がいいのかを考えるべきだと思います。

【委員長】

コミュニティの参考資料はパワーポイントの説明文章なので、それに対してこの一文辺りにどうして障害者が入っていないのかなという意見が出たと。そこらを庁内調整の中でお互い連携して地域に進めていただくと、今後についてはコミュニティを進めるうえでは、障害者の意識というのは配慮すべきところはおさえさせて頂きたいと思います。

他にありますでしょうか。

【D委員】

素案の 1-(1)で教育の充実のところで放課後等の居場所の確保の説明と、4-(4)家族等介護者の支援で同じ内容が入っている放課後等の居場所の確保のところですが、1-(1)は児童と生徒の表現で教育的なこと、年代のステージに応じてということですが、保育所という乳幼児の部分と居場所という施策をそこに載せるのがいいのか、放課後等デイサービスのニーズはすごく高まっているのですが、そこを削除されていますが、どちらかというと教育の充実のところは、放課後等の支援の充実ということで、放課後児童クラブ、日中一時支援、放課後等デイサービスの充実を進める内容が入っていたらいいのかなと思います。また、41 ページの家族等の介護者の支援についてはその表現としては居場所の確保、保育所、放課後児童クラブでもいいのかなと思いますけども、放課後等デイサービスの説明で居場所の確保という内容ではないご説明もあったんですが、教育の充実では居場所の確保といいよりも、放課後等の支援の充実という内容で施策名の方もそういう形ではどうなのだろうかということを感じました。

【委員長】

教育の充実の流れの中で居場所ではないですね。事務局どうでしょうか。

【事務局】

確かに放課後等の居場所ということで表記させていただいておりますが、施策名につきましても、支援の充実ということで事務局でも検討させていただき修正したいと思います。

【K委員】

43 ページの住まいの確保ですが、実際に支援する中で、グループホームがどんどん出来るかということと現実的に難しかったり、公営住宅でも空きがないと駄目だったり、なかなか交通の便が不便な所しか住宅がなかったりもしますので、住まいの支援をするなかで、民間の不動産業者と連携しないといけないことはたくさんあります。そこで、不動産業者も対応に困られたり悩んでいたりを聞きますので、できれば業者とのネットワークづくりや啓発ということも加えていただけたらと思いました。

【委員長】

その辺は文言に落とすというよりも事務局が意識して取り組むということよろしいでしょうか。

【K委員】

計画に落とししてもらえると。

【委員長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

民間の事業者、不動産業者との連携ネットワークについて、以前、障害者自立支援協議会からの提言にもありましたように、内容についてはそれを参考にして文言として入れさせていただけたらと考えています。

【副委員長】

関連することですけれども、民間のアパート部分では民間業者の関連なんですけれども、グループホーム設立しようと思うと、やはり地域のコミュニティにつながるのですが、地域の受け入れがないと実現はできないので、そこの付け加えをしていただければありがたいと思います。

【事務局】

グループホームにおいても、地域の方の理解など、障害者差別解消法については、いろんなところで関わってくることだと思います。理解の促進ということも含めまして、文言として追記させていただけたらと考えております。

【委員長】

他にありますでしょうか。

【F委員】

39 ページの重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応のところにグループインタビューの時に要望があった、夜間を含めたということを文言として入れていただけるのかお聞きしたいと思います。また、40 ページの公共交通機関のところですが、もう少し具体性を入れまして、公共交通機関を使いやすくなるよう、運賃割引制度の拡充などの取り組みを進めますというようなことは入れていただけるかについてお尋ねします。

【委員長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局】

39 ページの短期入所の関係ですが、夜間の具体的な表記をとということですが、短期入所などと夜間を含めて表記させていただいておりますので、ご理解の方をいただけたらと思います。

40 ページの運賃割引などの具体的な文言ですが、障害者自立支援協議会からの意見ということで挙がっていた関係を計画の方に反映させていただいたということです。運賃の割引の拡充につきましては、この障害者計画に載せるかというところですが、運賃の割引というところになってきますと民間での取り組みというところもありますので、ここで具体的に載せるということは難しいと考えております。

【委員長】

検討は進んでいるようですが、具体的なところで確定はできないということでご了解を頂きたいと思います。

他にありますでしょうか。では、第4章お願いします。

⑤推進体制について

【事務局】

＜推進体制の説明＞

【委員長】

本計画ができて以降の推進体制に関する提案ですが、ご意見ありますでしょうか。

この策定委員会はそのまま、策定委員会の名前で続くのですか。

【事務局】

引き続き同じ名称で豊岡市障害者福祉計画策定委員会ということで進行管理の方もお願いできたらと考えています。

【委員長】

今までもそうでしたか。推進委員会が関わっていませんでしたか。

【事務局】

今までから策定委員会としてさせていただいております。以前は、推進委員会があったかと思うのですが、途中から一本でということでさせていただいております。

【委員長】

大きな差はありますか。

【事務局】

来年度は第5期障害福祉計画の策定もありますし、普段策定がない時もあわせて進行管理しておりますので、それを一体的にさせていただいてるような状況です。

【委員長】

他にございますでしょうか。

【A委員】

P D C Aを基本計画に記述する必要があるか、福祉計画ではP D C Aを使いなさいというように厚労省から言われていますが、基本計画ですからそこでP D C Aという言葉を入れてもいいのですが、それが評価というのも別途ではないでしょうか。

【委員長】

それでは、この案で進めて頂くということで、また、文言との修正は事務局やアドバイザーの方で出していただくという。また、みなさんでも大きな修正点ではなく、この使い方がおかしいというところは事務局へお願いします。

その他ありますでしょうか。

ないようですので今後のことについて事務局からお願いします。

【事務局】

＜第4回策定委員会開催日時（案）についての説明＞

【委員長】

この計画も4回目が終わってパブリックコメント、最後もう一回という感じですかね。

【事務局】

はい

【委員長】

みなさんの方から最後に何かありますでしょうか。

5. 閉会

宮下副委員長あいさつ